

(証券コード9872)
2024年2月1日
(電子提供措置の開始日2024年1月25日)

株 主 各 位

大阪市中央区南本町三丁目6番14号

北恵株式会社

代表取締役社長 北 村 誠

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様にお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第65回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kitakei.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「株式情報」「株主総会」よりご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面による議決権行使をお願い申し上げます。その場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年2月15日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年2月16日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 大阪市中央区平野町四丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階 オービックホール

3. 目的事項

報告事項 第65期（2022年11月21日から2023年11月20日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

ご出席株主様のお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会場が前回と異なっておりますので、ご注意ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

- インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年2月16日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期間

2024年2月15日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

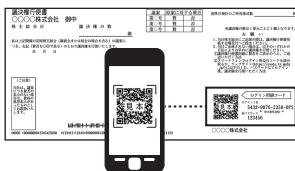
2024年2月15日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

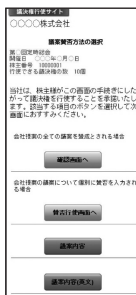
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

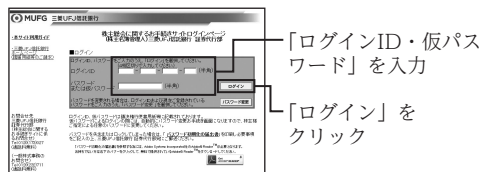
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年11月21日から)
(2023年11月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2022年11月21日～2023年11月20日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う行動制限の大幅な緩和により、社会経済活動は正常化が進み、個人消費やインバウンドなどにも回復傾向がみられました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う資源・エネルギー価格の高騰、世界的な金融引き締めに伴う円安の進行に起因する国内の物価上昇、イスラエルとハマスの武力衝突によるさらなる地政学リスクの発生等により、先行き不安な状況が続きました。

当住宅関連業界におきましては、物価高や建築資材価格の高騰に伴う住宅価格の上昇から、住宅取得マインドの低下が懸念され、当社の主たる市場である持家および戸建分譲住宅の新設住宅着工戸数は前年同月に比べて減少傾向が続くなど厳しい事業環境となりました。また、住宅ローンの変動金利は低水準を維持しているものの、固定金利は上昇し始めており、今後の動向については注視していく必要があります。

このような状況のもと、当社は、環境や省エネ・創エネに配慮した住宅設備機器の拡販や当社の強みである施工力を非住宅分野への切り口として活かすとともに、既存取引先との関係強化と新規取引先の開拓を図り、売上高の拡大に努めてまいりました。また、当社オリジナル商品については、工期の短縮化が可能かつ廃材処理は梱包材のみとなる商品や、S I A A 認証を受けた抗菌・抗ウイルス加工を表面に施したフローリングなど、施工現場での職人不足・環境問題の解消や感染症の蔓延を機に醸成された「より安心できる暮らしの実現」への期待に寄与する商品の開発・販売に努めました。さらに、一般ユーザーの皆様が当社への関心をより高めていただけるよう、インスタグラムの開設やスプロートユニバーサルシリーズのウェブサイトのリニューアルなど、リブランディングを図ってまいりました。これらの販売施策とあわせて、R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）などを活用し、業務のさらなる効率化を行い、業績の向上に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高につきましては、623億68百万円（前年同期は608億74百万円）となり、営業利益につきましては、9億74百万円（前年同期は8億22百万円）、経常利益につきましては、11億72百万円（前年同期は10億5百万円）、当期純利益につきましては、8億12百万円（前年同期は6億41百万円）となりました。

当事業年度の品目別売上高状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	品 目 別	売 上 高	構 成 比
商 品	木 質 建 材	7,181	11.5 %
	非 木 質 建 材	5,186	8.3
	合 板	1,782	2.9
	木 材 製 品	3,202	5.1
	住 宅 設 備 機 器	14,439	23.2
	施 工 付 販 売	1,086	1.8
	そ の 他	5,028	8.0
	小 計	37,907	60.8
工 事	完 成 工 事 高	24,461	39.2
合	計	62,368	100.0

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は271百万円であり、その主なものはソフトウェア157百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2023年3月1日をもって有限会社古賀文化瓦工業所の発行済株式の100%を取得し、子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、経済活動は正常化に向かい、国内消費の持ち直しが見込まれるものの、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の混迷、欧米を中心とした海外経済の減速、資源価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。当社といたしましては、このような状況を十分認識し、新築住宅市場はもとより、リフォーム・リノベーション市場や非住宅市場などに対して、施工付販売や物流機能を活かし、既存得意先との関係強化と新規取引先の開拓に努めてまいります。また、工事機能のさらなる充実による工事売上・工事領域の拡大、太陽光発電システム・蓄電池等をはじめとした環境配慮商品やオリジナル商品の拡販などに注力するとともに、業務の効率化を図り、業績の向上に努めてまいります。

なお、2023年11月21日付にて、南九州エリアにおける販売強化を図るため、鹿児島出張所を鹿児島営業所として開設するとともに、信州エリアの営業拠点として長野県松本市に松本出張所を開設いたしました。また、太陽光発電設備および関連商材の販売強化を図るなど、カーボンニュートラル実現に寄与する商材の提案・推進強化を目的として、営業推進部にCN（カーボンニュートラル）事業推進課を新設いたしました。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第 62 期 2020年11月期	第 63 期 2021年11月期	第 64 期 2022年11月期	第 65 期 (当事業年度) 2023年11月期
売 上 高 (百万円)	53,027	57,225	60,874	62,368
経 常 利 益 (百万円)	721	920	1,005	1,172
当 期 純 利 益 (百万円)	728	644	641	812
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	78.54	69.42	69.10	87.59
総 資 産 (百万円)	25,396	27,381	28,697	29,008
純 資 産 (百万円)	11,982	12,400	12,816	13,355

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2021年8月21日に連結子会社である福住株式会社を吸収合併したことに伴い、連結子会社が存在しなくなったため、第63期より連結計算書類を作成しておりません。
3. 第64期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第64期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社は子会社として有限会社古賀文化瓦工業所を有しておりますが、同社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

(11) 主要な事業内容

当社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等の取引先に対して新建材、住宅設備機器等の商品販売および上記取引先から工事請負を行っております。

主要商品等は次のとおりであります。

品 目 別	主 要 商 品 等
木 質 建 材	室内ドア、クローゼット、フロア、システム収納、階段セット
非 木 質 建 材	石膏ボード、断熱材、屋根材、不燃ボード、サイディング
合 板	ラワン合板、針葉樹合板
木 材 製 品	木材構造材、木材造作材、フローリング、集成板
住 宅 設 備 機 器	システムキッチン、ユニットバス、洗面化粧台、トイレ、空調機器、燃焼機器、太陽光発電パネル
施 工 付 販 売	外壁工事、住設工事、屋根工事、構造躯体工事、内装工事、サッシ工事、太陽光発電システム
完 成 工 事 高	
そ の 他	サッシ、エクステリア、化成品、建築金物、建築道具

(注) 施工付販売……仕入メーカーの責任施工により行っている工事
 完成工事高……当社の下請工事業者により行っている工事

(12) 主要な事業所

本 社 大阪市中央区

営 業 所 仙台、埼玉、東京、横浜、千葉、水戸、甲府、静岡、金沢、名古屋、
岐阜、滋賀、京都、奈良、大阪中央、北大阪、阪和、姫路、明石、
岡山、高松、福岡、北九州、鳥栖、熊本

(注) 2023年11月21日付で、大阪中央営業所を大阪営業所、大阪特建営業所に再編し、鹿児島出張所を鹿児島営業所として開設いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
385名	11名増	41.6歳	12.9年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,011,841株 (自己株式733,999株を含む)
 (3) 株主数 6,648名
 (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
北村良一	1,456	15.69
有限会社ケイアンドエム	1,373	14.80
北村誠	633	6.82
北村裕三	505	5.44
北恵社員持株会	355	3.83
堅智精	250	2.69
株式会社りそな銀行	200	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	188	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	171	1.85
日本生命保険相互会社	133	1.44

- (注) 1. 当社の自己株式(733,999株)は、上記の大株主に含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 村 良 一	
代表取締役社長	北 村 誠	
常 務 取 締 役	北 村 裕 三	管理本部長
取 締 役	山 内 昭 彦	営業本部長
取 締 役	岸 本 規 正	中部営業部長
取 締 役	中 村 均	大阪営業部長兼関西営業部長
取 締 役	齋 田 征 人	経理部長
取 締 役	森 信 静 治	弁護士、梅新法律事務所所長、株式会社池田泉州ホールディングス社外監査役
取 締 役	杉 野 正 博	株式会社マキタ社外取締役
常 勤 監 査 役	柏 原 弘 道	
監 査 役	駒 井 隆 生	税理士、税理士法人スマイル代表社員
監 査 役	酒 谷 佳 弘	公認会計士、ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役、株式会社プレゼンスコーポレーション社外取締役(監査等委員)、株式会社ワッツ社外取締役(監査等委員)、株式会社タカミヤ社外取締役(監査等委員)、粧美堂株式会社社外取締役(監査等委員)、クリヤマホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役森信静治氏および取締役杉野正博氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役駒井隆生氏および監査役酒谷佳弘氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役駒井隆生氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）については、当該保険契約により填補することとしております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月4日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の各取締役の報酬は、基本報酬、賞与および退職慰労金で構成し、いずれも、株主総会でご承認をいただいた報酬総額の範囲内で、社外取締役の適切な助言を得たうえで、取締役会で決定するものとしております。ただし、基本報酬は、事前に社外取締役の適切な助言を得たうえで、代表取締役社長に決定権限の一切を再一任する旨を取締役会で決議しております。

各取締役の基本報酬および賞与は、株主総会の決議により定められた最高限度額の範囲内で、役位、役割および業績、管理、ガバナンス等に対する貢献度に応じて総合的に考慮して決定しております。

また、退職慰労金は、株主総会で支給金額・支給時期・支給方法を取締役会に一任する旨の決議を得たうえで、在職中の功労に応じて役員退職慰労金支給規程に基づき、取締役会で協議して決定しております。

なお、社外取締役につきましては、役割と独立性の観点から、基本報酬のみで支給しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、1990年2月16日開催の第31回定時株主総会において、「年額1億8,000万円以内」〔当該定時株主総会終結時点の取締役員数は7名（現在9名）〕と、監査役の報酬の限度額は、1994年2月17日開催の第35回定時株主総会において、「年額3,000万円以内」〔当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名（現在3名）〕と、それぞれ決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長北村 誠が、事前に社外取締役の適切な助言を得たうえで、各取締役の個人別の基本報酬の額を決定しております。

委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ、各取締役の役位、役割および各種貢献度について総合的な判断を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る各取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容が当該決定方針に基づいて決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	151,320 (7,200)	106,080 (7,200)	25,800 (-)	19,440 (-)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,260 (7,200)	14,640 (7,200)	- (-)	620 (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	166,580 (14,400)	120,720 (14,400)	25,800 (-)	20,060 (-)	12 (4)

(注) 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先は、前記(1)に記載のとおりです。なお、いずれも当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 信 静 治	当事業年度開催の取締役会19回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言を行っております。また、役員の指名や報酬等の決定に際しては事前に適切な助言を行うなど、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。
取締役	杉 野 正 博	当事業年度開催の取締役会18回に出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言を行っております。また、役員の指名や報酬の決定に際しては事前に適切な助言を行うなど、社外取締役としての適切な役割を果たしていただいております。

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	駒 井 隆 生	当事業年度開催の取締役会19回および監査役会16回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	酒 谷 佳 弘	当事業年度開催の取締役会19回および監査役会16回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

30,600 千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,600 千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス規程を定め、周知徹底を図るとともに、法令および定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として子会社も含めた内部通報制度を構築する。
 - ②子会社が当社のコンプライアンス規程と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制の構築を図る。
 - ③就業規則および社内規程の遵守の徹底と、内部監査の充実を図り、職務の執行の適正性および効率性を確保する。
 - ④重要事項等の決定については、必要に応じて、顧問弁護士等から助言および指導を受け、適法性を確保する。
 - ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力および団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行う。
 - ②取締役および監査役は、前号の文書等を常時閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①リスク管理規程を定め、個々のリスクについての責任部署を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ②リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、企業集団全体の業務の適正化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に基づき、各責任者が業務を遂行する。
 - ③関係会社管理規程に従い、子会社を管理する担当部署を置くとともに、企業集団全体の業務の効率的な遂行を図る。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社の内部監査を定期的実施し、その結果について、担当取締役はコンプライアンスおよび効率性の観点からの課題を把握し、その重要度に応じて取締役会に報告する。
 - ②子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役は、必要に応じて、内部監査室および管理本部所属の使用人に、その職務の遂行の補助を委嘱することができる。その際、監査役が補助使用人に委嘱した職務については、取締役以下補助使用人の属する上長等の指揮命令を受けないこととし、これを当社内に徹底する。
 - ②前号の使用人に関する人事異動については、監査役と事前協議を行う。
- (7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社および子会社の取締役および使用人等並びに子会社の取締役および使用人等から報告を受けた者は、法令および定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実、その他経営および業績に影響を及ぼす重要な事項について認識した場合には、監査役に遅滞なく報告し、監査役は監査役会に報告する。
 - ②監査役は、必要に応じて、当社および子会社の取締役および使用人等に対して業務に関する報告を求めることができるとともに、監査役会に関係者を出席させることができる。
 - ③当社および子会社は、上記①②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利益処分は行わないものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催する。
- ②監査役は、取締役、会計監査人および内部監査室と適宜情報・意見交換を行う。
- ③当社は、監査役の職務執行について生じる費用または債務（会計監査人・弁護士に相談する費用を含むがこれに限らない）については負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

当事業年度はコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンス研修を実施いたしました。コンプライアンス委員会を毎月開催してコンプライアンスに関する課題の把握に努め、また、内部通報ホットライン窓口を設置して運用しております。さらに、内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務執行について監査を実施いたしました。

(2) リスク管理について

各部署が把握したリスクに基づき全社的にリスクの見直しを行うとともに、中間および期末に、その対応策および進捗状況を取締役に報告いたしました。

(3) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を19回開催し、月次業績の報告・検討や法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る書類について、社内規程に基づき適切に保存および管理しております。

(4) 監査役の職務の執行について

監査役は、重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧、営業所への往査等を通じて監査を行いました。また、代表取締役との意見交換会の開催や取締役、会計監査人および内部監査室と情報交換・意見交換を行いました。

貸借対照表

(2023年11月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	25,262,984	流動負債	14,634,339
現金及び預金	11,648,811	支払手形	1,307,728
受取手形	332,445	電子記録債権	6,117,919
電子記録債権	2,324,950	買掛金	5,837,276
売掛金	9,240,152	未払金	403,862
契約資産	15,940	未払費用	417,450
商成品	674,556	リース債務	265
未成工事支出金	992,136	未払法人税等	308,064
貯蔵品	1,183	未払消費税等	119,730
前払費用	11,798	契約負債	92,746
その他流動資産	27,407	役員賞与引当金	25,800
貸倒引当金	△6,399	その他流動負債	3,495
固定資産	3,745,682	固定負債	1,018,844
有形固定資産	1,713,015	預り保証金	556,011
建物	278,939	役員退職慰労引当金	312,510
器具備品	81,172	退職給付引当金	119,830
土地	1,320,529	資産除去債務	24,069
リース資産	328	その他固定負債	6,423
その他有形固定資産	32,046	負債合計	15,653,184
無形固定資産	197,243	純資産の部	
ソフトウェア	187,900	株主資本	13,255,993
その他無形固定資産	9,342	資本金	2,220,082
投資その他の資産	1,835,424	資本剰余金	2,851,427
投資有価証券	736,818	資本準備金	2,850,892
関係会社株式	20,100	その他資本剰余金	535
破産更生債権等	60,538	利益剰余金	8,391,026
繰延税金資産	41,540	利益準備金	170,300
差入保証金	108,765	その他利益剰余金	8,220,726
敷金	178,844	固定資産圧縮積立金	454,011
保険積立金	215,210	別途積立金	2,150,000
投資不動産	512,797	繰越利益剰余金	5,616,714
その他投資資産	21,347	自己株式	△206,542
貸倒引当金	△60,539	評価・換算差額等	99,488
		その他有価証券評価差額金	99,488
資産合計	29,008,667	純資産合計	13,355,482
		負債及び純資産合計	29,008,667

損 益 計 算 書

(2022年11月21日から
2023年11月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高 商品売上高 完成工事高 売上原価 商品売上原価 完成工事原価 販売費及び一般管理費 営業利益	37,907,404 24,461,589 33,765,127 22,180,024	62,368,994 55,945,151 6,423,842 5,449,756 974,086
営業外収益 受取利息 有価証券利息 受取配当金 仕入割引 受取賃貸料 受取保険金 その他営業外収益 営業外費用 支払利息 賃貸原価 固定資産廃棄損 その他営業外費用 経常利益	236 2,145 10,460 127,266 27,158 26,013 15,836 5 7,520 1,634 1,048	209,118 10,209 1,172,995
特別利益 投資有価証券売却益	76,660	76,660
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	467,932 △30,898	1,249,655 437,033 812,621

株主資本等変動計算書

(2022年11月21日から
2023年11月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,220,082	2,850,892	535	2,851,427
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
固定資産圧縮積立金取崩額				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	2,220,082	2,850,892	535	2,851,427

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
固定資産圧縮積立金		別途積立金	
当期首残高	170,300	454,332	2,150,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
固定資産圧縮積立金取崩額		△320	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	△320	-
当期末残高	170,300	454,011	2,150,000

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,026,442	7,801,075	△206,458	12,666,127
当期変動額				
剰余金の配当	△222,670	△222,670		△222,670
当期純利益	812,621	812,621		812,621
自己株式の取得			△84	△84
固定資産圧縮積立金取崩額	320	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	590,271	589,951	△84	589,866
当期末残高	5,616,714	8,391,026	△206,542	13,255,993

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	150,468	150,468	12,816,595
当期変動額			
剰余金の配当			△222,670
当期純利益			812,621
自己株式の取得			△84
固定資産圧縮積立金取崩額			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△50,979	△50,979	△50,979
当期変動額合計	△50,979	△50,979	538,887
当期末残高	99,488	99,488	13,355,482

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品…先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

未成工事支出金…個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

貯 蔵 品…最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数…建物 9～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資不動産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数…建物 20～47年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品販売

商品（新建材・住宅設備機器等）の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

②工事契約

当社は、戸建住宅等の外壁工事や住設工事等の工事請負契約を締結しております。

当該契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動を完全に相殺するものと考えられるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取保険金」は、重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。
- (2) 前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「固定資産廃棄損」は、重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。
- (3) 前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「リース解約損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

土地、建物等の時価下落により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行った資産グループ2拠点（帳簿価額合計1,172,335千円）は、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、原則として、営業所等を単位として資産のグルーピングを行っております。

土地・建物等の著しい時価下落や収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績を踏まえ、翌事業年度の予算を基礎としておりますが、安定した売上高及び売上総利益率、将来の修繕計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経営環境が著しく悪化した場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 865,385千円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額 | 106,740千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式数 | |
| 普通株式 | 10,011,841株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の数 | |
| 普通株式 | 733,999株 |
| (3) 剰余金の配当に関する事項 | |

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額
2023年2月17日 定時株主総会	普通株式	222,670千円
1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
24円	2022年11月20日	2023年2月20日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額
2024年2月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	338,641千円
1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	
36.5円	2023年11月20日	2024年2月19日	

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	79,312千円
退職給付引当金	36,548千円
役員退職慰労引当金	95,315千円
減損損失	141,682千円
その他	86,773千円
繰延税金資産小計	439,631千円
評価性引当額	△154,544千円
繰延税金資産合計	285,087千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	199,242千円
その他有価証券評価差額金	39,165千円
その他	5,138千円
繰延税金負債合計	243,546千円
繰延税金資産純額	41,540千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び流動性の高い短期的な預金等を中心に行っております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から最適な手段を選択する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び契約資産の信用リスクについては、「与信管理手続規程」に従い、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、経営状況をモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であります。

業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を検討しております。また、余資運用の債券は、信用リスクを軽減するために、安全性の高いもののみを対象としております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務並びに買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年11月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「契約資産」「電子記録債権」「支払手形」「買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	200,000	198,804	△1,196
② その他有価証券	533,776	533,776	－
資産 計	733,776	732,580	△1,196

(注1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	3,042

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	200,000	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等				
(2) 社債	－	－	200,000	100,000
(3) その他				
合計	－	200,000	200,000	100,000

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額
株式	90,660	76,660
合計	90,660	76,660

(4) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	235,295	—	—	235,295
その他	—	298,481	—	298,481
資産計	235,295	298,481	—	533,776

②時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	198,804	—	198,804
資産計	—	198,804	—	198,804

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他債券は、取引先金融機関から提示された価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

品目別		金額
商品	建材・木材製品等	17,314,496
	住宅設備機器	13,964,630
	施工付販売	1,600,244
	その他	5,028,033
	小計	37,907,404
工事	完成工事高	24,461,589
	小計	24,461,589
顧客との契約から生じる収益		62,368,994
外部顧客への売上高		62,368,994

(注) 建材・木材製品等には、木質建材・非木質建材・合板・木材製品が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

当事業年度	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,042,849
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,897,548
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	15,940
契約負債（期首残高）	117,015
契約負債（期末残高）	92,746

契約資産は、主に工事契約に基づく建設工事において充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金及び工事請負契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った未成工事受入金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は117,015千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,439円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 87円59銭 |

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年1月18日

北 恵 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北恵株式会社の2022年11月21日から2023年11月20日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月21日から2023年11月20日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月18日

北恵株式会社 監査役会

常勤監査役 柏原弘道 ⑩

社外監査役 駒井隆生 ⑩

社外監査役 酒谷佳弘 ⑩

以上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、安定した配当を継続しつつ、当社を取り巻く経営環境および財務状況等を勘案のうえ、業績に応じた利益還元を行っていくことを基本方針とし、配当額につきましては、当面の間、1株当たり年間20円を下限としたうえで、配当性向35%を目途としております。

なお、非経常的な要因により、当期純利益が変動する場合等においては、その影響を考慮し配当額を決定してまいります。

上記に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じません。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式

1株につき金 36円50銭

(うち普通配当30円00銭、第65期記念配当6円50銭) 総額 338,641,233円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年2月19日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きた むら りょう いち 北 村 良 一 (1958年1月19日)	1980年4月 当社入社 1986年2月 取締役営業本部営業部長 1987年11月 代表取締役専務 1988年6月 代表取締役社長 2023年2月 代表取締役会長（現任）	1,456,100株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり代表取締役社長を務め、2023年2月から代表取締役会長として当社の経営を担っております。企業経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。			
2	きた むら まこと 北 村 誠 (1960年10月20日)	1983年4月 当社入社 1998年5月 総務部長 2000年2月 取締役総務部長 2002年11月 取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 2004年2月 常務取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 2008年2月 常務取締役経営統括本部長 2015年11月 常務取締役営業本部長兼営業企画部長 2016年2月 専務取締役営業本部長兼営業企画部長 2016年5月 専務取締役営業本部長 2023年2月 代表取締役社長（現任）	633,644株
(取締役候補者とした理由) 当社の経営に関する豊富な経験、実績、見識を有しており、2023年2月から代表取締役社長として経営を担っております。当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">きた　　むら　　ゆう　　ぞう 北　　村　　裕　　三 (1964年6月6日)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2003年8月 営業企画部副部長 2008年1月 営業企画部長 2008年2月 取締役営業企画部長 2015年11月 取締役管理本部長 2023年2月 常務取締役管理本部長（現任）</p>	505,279株
(取締役候補者とした理由)			
<p>営業部門、管理部門における豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p style="text-align: center;">やま　　うち　　あき　　ひこ 山　　内　　昭　　彦 (1963年6月25日)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2003年11月 近畿営業部副部長 2007年11月 東日本営業部副部長 2009年11月 東日本営業部長 2012年2月 取締役東日本営業部長 2019年11月 取締役営業推進部長 2022年11月 取締役営業本部長（現任）</p>	21,600株
(取締役候補者とした理由)			
<p>営業部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	きし もと のり まさ 岸 本 規 正 (1963年8月18日)	1984年4月 当社入社 2003年5月 西日本営業部長 2005年11月 九州営業部長 2010年11月 近畿営業部長 2012年2月 取締役近畿営業部長 2012年11月 取締役住宅資材部長 2014年11月 取締役近畿第二営業部長 2016年11月 取締役関西営業部長 2018年5月 取締役中部営業部長(現任)	10,600株
(取締役候補者とした理由) 営業部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。			
6	なか むら ひとし 中 村 均 (1960年3月5日)	1999年11月 当社入社 2010年11月 住宅資材部長 2012年11月 近畿営業部長 2014年2月 取締役近畿営業部長 2014年11月 取締役近畿第一営業部長 2016年11月 取締役大阪営業部長 2018年5月 取締役大阪営業部長兼関西営業部長(現任)	6,600株
(取締役候補者とした理由) 営業部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	さい た まさ と 齋 田 征 人 (1964年12月7日)	2000年6月 当社入社 2012年2月 経理部副部長 2013年5月 経理部長 2020年2月 取締役経理部長（現任）	3,300株
(取締役候補者とした理由) 経理部門に長年携わり、豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の企業価値向上を推進するために適任であると考え、取締役候補者といたしました。			
8	もり のぶ せい じ 森 信 静 治 (1949年7月9日)	1978年4月 弁護士登録 1988年4月 梅新法律事務所開設 所長（現任） 2004年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事 2005年4月 大阪大学大学院法学研究科招聘教授 2013年4月 日本弁護士連合会常務理事 2015年2月 当社社外取締役（現任） 2017年6月 株式会社池田泉州ホールディングス社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 梅新法律事務所所長 株式会社池田泉州ホールディングス社外監査役	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 弁護士としての豊富な経験と深い専門知識に基づき、取締役会において積極的に発言し、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしております。また、役員の指名・報酬の決定に際しても、事前に適切な助言をいただいております。今後も独立した立場から、業務執行の監督機能強化への貢献が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
9	すぎ の まさ ひろ 杉 野 正 博 (1944年11月18日)	1967年4月 伊奈製陶株式会社（現 株式会社LIXIL）入社 1992年1月 株式会社INAX（旧 伊奈製陶株式会社）取締役 1996年1月 同社常務取締役 2000年1月 同社専務取締役 2001年10月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社代表取締役会長 2007年6月 株式会社住生活グループ（現 株式会社LIXIL グループ）代表取締役社長 2011年4月 株式会社LIXIL代表取締役社長 2011年6月 同社取締役相談役 2013年6月 同社相談役（非常勤） 2015年6月 株式会社マキタ社外取締役（現任） 2017年6月 ミサワホーム株式会社社外取締役 2018年2月 当社社外取締役（現任） 2018年7月 株式会社LIXIL特別顧問（非常勤） 2020年1月 株式会社LIXIL顧問（非常勤）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社マキタ社外取締役	0株
（社外取締役候補者とした理由および期待される役割） 会社経営の豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において大所高所から積極的に発言し、当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしております。また、役員の名指・報酬の決定に際しても、事前に適切な助言をいただいております。今後も独立した立場から、業務執行の監督機能強化への貢献が期待されるため、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森信静治氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 杉野正博氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 森信静治氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。
5. 杉野正博氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
6. 当社は、森信静治氏および杉野正博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。森信静治氏および杉野正博氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）については、当該保険契約により填補することとしております。
- なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役駒井隆生氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ た なか あき こ 田 中 明 子 (1959年11月29日)	1983年4月 大阪国税局入局 1999年4月 税理士登録 2010年9月 ココロデザイン株式会社代表取締役就任 2010年10月 田中明子税理士事務所 所長 2012年6月 メック株式会社社外監査役就任 2015年10月 しんわ税理士法人 代表社員（現任） 2016年6月 メック株式会社社外取締役（監査等委員）就任 2023年12月 ココロデザイン株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） しんわ税理士法人 代表社員	0株
（社外監査役候補者とした理由） 税理士として財務および会計に関して豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的見地からの助言や社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役候補者といたしました。		

- （注）1. ※は、新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中明子氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）については、当該保険契約により、填補することとしております。
なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社の負担となります。
5. 当社は、田中明子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2024年1月18日開催の取締役会において、取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

本制度の廃止に伴い、本総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合に重任となる取締役7名並びに在任中の監査役2名および退任監査役1名に対し、本制度廃止の日までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。また、支給時期につきましては当社役員の退任時といたします。

本議案は、本招集ご通知13頁に記載しております当社取締役会が決定した役員の報酬等の内容に係る決定方針に沿って、上記のとおり、退職慰労金を打切り支給することのご承認をいただくものであり、その内容は相当であると考えております。

当社は、従来から将来の役員退職慰労金支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しているため、本件実施に伴う業績に対する影響はありません。

打切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
きた わら りょう いち 北 村 良 一	1986年 2 月 取締役 1987年11月 代表取締役専務 1988年 6 月 代表取締役社長 2023年 2 月 代表取締役会長（現任）
きた わら まこと 北 村 誠	2000年 2 月 取締役 2004年 2 月 常務取締役 2016年 2 月 専務取締役 2023年 2 月 代表取締役社長（現任）

氏名	略歴
きた 北 村 裕 三	2008年2月 取締役 2023年2月 常務取締役（現任）
やま 山 内 昭 彦	2012年2月 取締役（現任）
きし 岸 本 規 正	2012年2月 取締役（現任）
なか 中 村 ひとし 均	2014年2月 取締役（現任）
さい 齋 田 まさ 征 人	2020年2月 取締役（現任）
かし 柏 原 ひろ 弘 道	2019年2月 常勤監査役（現任）
さか 酒 谷 よし 佳 弘	2006年2月 社外監査役（現任）
こま 駒 井 たか 隆 お 生	2004年2月 社外監査役（退任予定）

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬の限度額は、1990年2月16日開催の第31回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内とご承認をいただき、今日に至っております。今般、役員報酬制度の見直しの一環として、より業績や株主価値との連動性を高めた制度に見直すこととし、また、経済情勢および経営環境の変化に伴う取締役の責務の増大等、諸般の事情を考慮し、年額3億円以内（うち社外取締役年額3,000万円以内）に改定したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとします。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）となります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬の限度額は、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額3億円以内（うち社外取締役年額3,000万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社子会社の役員としてのうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以

下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとする。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な事由以外の事由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

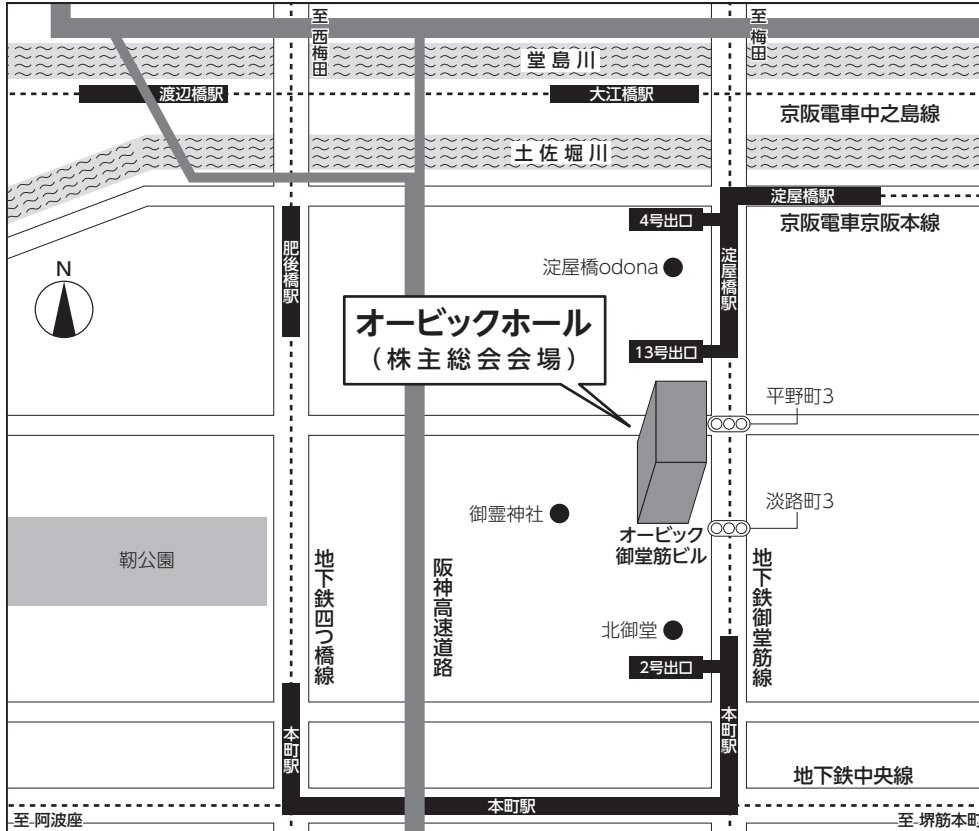
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区平野町四丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階
オービックホール

- ご出席株主様のお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 会場が前回と異なっておりますので、ご注意ください。



- ◎ 地下鉄御堂筋線 「淀屋橋」駅 徒歩約3分
- ◎ 地下鉄御堂筋線・中央線 「本町」駅 徒歩約4分
- ◎ 京阪電車 京阪本線 「淀屋橋」駅 徒歩約7分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。